

**呉市国民健康保険音戸診療所の指定管理者を募集します**

標記のことについて、次のとおり指定管理者の募集を令和6年7月24日（水）から同年8月21日（水）にかけて行います。

<p>1 募集対象施設の概要</p>	<p>(1) 名称 呉市国民健康保険音戸診療所（以下「診療所」という。）</p> <p>(2) 所在地 呉市音戸町高須3丁目7番15号</p> <p>(3) 構造，規模等 ア 建築年月日 平成11年4月1日 イ 建物構造・階数 鉄骨コンクリート造スレート葺，地上2階建て ウ 延べ床面積 1,053.22㎡ エ 敷地面積 9,080㎡ オ 駐車場（94台分） ※敷地面積及び駐車場については，呉市総合ケアセンターさざなみ（以下「さざなみ」という。）と共用</p> <p>(4) 開設年月日 平成12年4月1日</p> <p>(5) 設置目的 市民に必要な医療を提供し，かつ，健康教育，健康相談，健康診査その他の市民の健康の保持増進のために必要な事業を行う。</p> <p>(6) 主要施設 診察室，処置室，X線検査室，検査室，病室（5室），ナースステーション，医局等</p> <p>(7) 指定管理業務 診察（内科，小児科，眼科，心療内科（精神科））薬剤又は治療材料の支給，処置・手術その他の治療，療養指導及び各種疾病の予防等 ※病床数10床</p>				
<p>2 申請書類の受付期間及び時間</p>	<p>令和6年8月19日（月）から同年8月21日（水）までにおける8時30分から17時15分まで ※募集要項は，本庁舎3階福祉保健課及び各市民センターの窓口に設置する外，呉市ホームページに掲載します。</p>				
<p>3 指定管理者の業務</p>	<p>(1) 診療所の維持及び管理に関する業務 (2) 診療所条例第2条各号に掲げる業務に関する業務 ア 診察 (7) 診療科目及び診療日</p> <table border="1" data-bbox="550 1960 1399 2045"> <tr> <td>内科</td> <td>月曜日から金曜日</td> </tr> <tr> <td>小児科</td> <td>月曜日，水曜日，金曜日</td> </tr> </table>	内科	月曜日から金曜日	小児科	月曜日，水曜日，金曜日
内科	月曜日から金曜日				
小児科	月曜日，水曜日，金曜日				

	<table border="1" data-bbox="552 150 1401 237"> <tr> <td data-bbox="552 150 876 192">眼科</td> <td data-bbox="876 150 1401 192">月曜日の午後、木曜日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 192 876 237">心療内科（精神科）</td> <td data-bbox="876 192 1401 237">金曜日の午前</td> </tr> </table> <p>(イ) 診療科目及び診療日、また休診日及び診療時間について、代替案がある場合は、事業計画書の中で、具体的に提案を求めます。</p> <p>イ 薬剤又は治療材料の支給  ウ 処置、手術その他の治療  エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護  オ 療養指導及び各種疾病の予防  カ 利用料金の徴収に関すること  キ 入院その他の市長が特に必要と認める診療</p> <p>入院については、強制ではありませんが、診療所2階部分を医療を目的とした業務に活用することができるため、事業計画書の中で活用方法の提案を求めます。</p> <p>(3) 証明書等の交付に係る手数料の徴収の受託に関する業務  (4) 診療所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務  (5) 前各号に掲げる業務に付随する業務</p>	眼科	月曜日の午後、木曜日	心療内科（精神科）	金曜日の午前
眼科	月曜日の午後、木曜日				
心療内科（精神科）	金曜日の午前				
4 指定の期間	令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間				
5 申請資格	<p>(1) 法人等の団体であって、次のアからエまでのいずれかに該当するものであること</p> <p>ア 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣の定める者  イ 医療法第39条第2項に規定する医療法人  ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人のうち病院又は診療所を開設している者  エ 民法（明治29年法律第89号）第33条第2項の規定により設立した公益法人のうち病院又は診療所を開設している者</p> <p>(2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと  (3) その他必要な条件を満たしていること</p>				
6 その他の主な募集条件	<p>(1) 診療報酬等の扱い…指定管理者の収入となります。（利用料金制）  (2) 指定管理者負担金…月額20万円  (3) 施設の修繕・改修等の費用について、大規模（500万円以上）なものは市が負担、それ以外は指定管理者が負担します。  (4) 医療機器を含む備品の修繕・購入の費用について、指定管理者が負担します。  (5) 隣接するさざなみが呉市の直営管理となった場合、仕様書において規定する清掃業務、警備業務及び施設設備保守点検業務等について、診療所及びさざなみをまとめて管理していただくこととなりますが、面積按分等の計算方法によって算出したさざなみ分の管理費用を呉市に請求し、指定管理者の収入として収受するものとします。</p> <p>なお、さざなみが他団体の指定管理施設となった場合、浄化槽や自家用電気工作物等の共用設備の維持管理に係る費用負担及び業務実施方法については、診療所とさざなみの指定管理者間の協議によって定めるものとします。</p>				